

「第421回 判例・事例研究会」

テーマ：他人のツイートを引用した記事の見出しの違法性について

日 時	令和6年12月4日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 湊 信 明

【判例】

事件の表示	事 件 名 損害賠償請求事件 事 件 番 号 令和4年(ワ)第70079号 決 定 判決／東京地方裁判所 令和6年1月24日 請求容認
事件の概要	<p>総合情報サイト「よろず〜」を運営している大手スポーツ新聞社である被告は、10代の女性の自立支援を行っている社会活動家である原告のツイートを引用し、「活動家・A氏、射殺されたB氏は“自業自得”と主張 参院選での『女性の権利』軽視にも怒り」という見出しを付けて、以下の記事（以下、本件記事という）を作成し、同サイトで配信した。本件記事中のA氏には原告の氏名が記載されており、括弧内は本件記事の配信日の前日に原告がTwitterに投稿した文章（以下、本件ツイートという）である。</p> <p>本件記事：活動家のA氏が8日深夜、自身の公式ツイッターを更新。同日に自民党のB元首相が奈良市内で演説中に銃撃され死亡したB元首相に対し、「今回のような事件が起こりうる社会を作ってきたのはまさにB政治」と厳しく非難した。一般社団法人Cの代表として、少女たちの支援活動を行っているA氏は「暴力を許さず抵抗する活動を私も続けているが、今回のような事件が起こりうる社会を作ってきたのはまさにB政治であって、自民党政権ではな</p>

	<p>いか」と、事件の原因はB氏自身にあるとの持論を展開。「敵を作り、排他主義で、都合の悪いことは隠して口封じをし、それを苦にして自死した人がいても自身の暴力性に向き合わなかったことはなくなる」と厳しく指摘した。さらに「立場にある人を追いやり、たくさんの人を死にまで追い詰める政治を続けてきた責任は変わらない。『誰の命も等しく大切』と多くの人と言う今、人の命の重さは等しくないんだなと感じさせられてしまう」とも発言。「参議院選ではそういう社会を変えるために活動する人や政党に投票したいが、どの政党も女の人権は後回し。家やお金や頼れるつながりがなく、賃金も安く社会構造の中で性売買に追いやられる女性の人権より、女の性を商品化する業者や買う側の『権利』を守ろうとする人が複数の野党から出ていて絶望する」と、10日投開票の参院選で女性の人権が軽視されてるとの思いをつづり、苦言を呈した。A氏は2011年5月に、明治学院大学在学中に学生団体「C」を結成。15年1月には第30期東京都青少年問題協議会委員に就任した。19年にはフォーブスの「30 UNDER 30 Asia」の社会起業家部門に選出された。実妹は元AKB48・D。以上。</p> <p>被告は、原告から本件見出し及び本件記事の削除の要請を受け、本件見出しを「活動家・A氏、射殺されたB氏は『B政治が原因』と主張」と変更した。原告は被告に対して、被告が配信した記事により、原告の名誉が毀損され、原告の名誉声望保持権が侵害された等と主張し、不法行為に基づき、損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。同裁判所は、以下の通り判示して、原告の請求を一部認容した。</p>
<p>判決の要旨</p>	<p>「著作権法113条11項は、『著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為』について、著作者人格権を侵害する行為とみなすと規定しているところ、同項の『名誉又は声望』は、単なる主観的な名誉感情ではなく、社会的かつ外部的な名誉又は声望であると解される。そうすると、著作物を引用した記事の配信が『名誉又は声望を害する方法』に該当するか否かについては、これに接した一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、引用された著作物の著作者の社会的評価の低下をもたらすような利用であるか否かを基準として判断するのが相当である。</p> <p>そこで検討すると、本件見出しは、本件各ツイートにつ</p>

	<p>いて触れるものではなく、類型〔1〕（筆者注：本件見出しのみを読み、本件記事の本文を読まない者）の一般読者との関係では、本件見出しと本件各ツイートが関連付けられることはないから、本件各ツイートの著作者である原告の社会的評価の低下をもたらすような本件各ツイートの利用がされているとはいえない。</p> <p>他方で、……被告は、本件各ツイートのほぼ全文を引用した本件記事に、本件見出しを付して配信したものであるところ、……類型〔2〕（筆者注：本件見出しを読んで本件記事の内容に関心を持ち、本件記事の本文を読む者）の一般読者は、本件各ツイートの内容は、原告が、本件各ツイートにおいてB元首相が射殺されたことは自業自得であると述べたものであると理解し、本件見出し及び本件記事は、このような読者に対し、原告が、人の命を軽視するような思想を持つ人物であるとの印象を与えるものといえるから、本件各ツイートの著作者である原告の社会的評価の低下をもたらすものであるといえる。</p> <p>したがって、被告は、本件見出し及び本件記事を配信することで、故意又は過失により、原告の本件各ツイートに係る名誉声望保持権を侵害したものと認められる。」</p>
<p>判例の解説</p>	<p>一 はじめに</p> <p>本訴訟では、スポーツ新聞社が運営する総合情報サイトに、「活動家・A氏、射殺されたB氏は“自業自得”と主張 参院選での『女性の権利』軽視にも怒り」という見出しで、原告のツイートを引用した記事を配信した行為が問題となった。本件記事の見出しのキーワードは、「自業自得」と「女性の人権」であるが、自業自得は原告のツイートには一切登場しない言葉であり、本件記事の作成者が原告のツイートを読んで、読者の興味や好奇心を刺激するために、あえて選択した言葉であろう。一方、原告からの本件見出し及び本件記事の削除の要請を受け、被告が付け直した見出しは「活動家・A氏、射殺されたB氏は『B政治が原因』と主張」であり、原告のツイートに登場する「B政治」がキーワードとして使われている。被告が当初から「B政治」をキーワードとして見出しに使っていたら、本件紛争は生じていなかったように思われる。</p> <p>通常、見出しは記事の作成者（新聞の場合は整理部等の担当部署）が付けるため、作成者の文章のみで構成される記事において、名誉声望保持権が問題になることはほとんど</p>

どない。しかし、本事件のように他人のツイートを利用する記事に見出しを付ける場合、見出しとツイートの関係が問題になる。その意味では、本判決が実務に与える影響は少なくない。本件は本件ツイートの著作物性、原告の黙示の承諾、引用の抗弁の成否、時事の事件の報道のための利用の抗弁の成否を含め、多くの争点が存在するが、本稿では名誉声望保持権侵害の成否という争点に絞って解説する。

二 検討

1 名誉声望保持権の趣旨

著作権法113条11項は、「著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。」と規定する。したがって、公表権（18条）や氏名表示権（19条）、同一性保持権（20条）の侵害に当たらない行為であっても、著作者の名誉または声望を害する方法で著作物を利用すると、著作者人格権侵害とみなされることになる。

現行法起草者によると、本規定の立法趣旨は「著作物を創作した著作者の創作意図を外れた利用をされることによってその創作意図に疑いを抱かせたり、あるいは著作物に表現されている芸術的価値を非常に損うような形で著作物が利用されたりすることを防ぐこと」にある²⁾。

2 類型毎の判断について

本判決は、本件情報サイトの読者を2つの類型に分けて、類型毎に名誉声望保持権侵害の成否を判断したことに特徴がある。すなわち、本件見出しのみを読み、本件記事の本文を読まない者を類型1、本件見出しを読んで本件記事の内容に関心を持ち、本件記事の本文を読む者を類型2として、各読者と本件ツイートの関連性を判断している。そして、類型1の読者は本文を読まないため、読者と本件ツイートの関連性は存在せず、名誉声望保持権侵害は成立しないとす。一方、類型2の読者は見出しと本文を読むため、読者と本件ツイートの関連性は存在し、かつ、見出しと本文によって、原告は「人の命を軽視するような思想を持つ人物であるとの印象」が与えられ、「原告の社会的評価の低下をもたらす」として、名誉声望保持権を侵害すると判示した。

一方、原告による名誉毀損の主張については、本文を読まない類型1の読者であっても、見出しに「原告が、B元首相が射殺されたことは自業自得であると述べたとの事実

を摘示することは、より直接的に、一般読者に対し、原告が、人の命を軽視するような思想を持つ人物であるとの印象を与えるといえ、本件記事は、原告の社会的評価を低下させるものと認められる」として、名誉毀損が成立するとした。すなわち、裁判所は名誉毀損については各読者と原告の関連性を、名誉声望保持権については各読者と本件ツイートの関連性を判断している⁵⁾。そのため、類型1のケースでは名誉毀損は成立するが、名誉声望保持権侵害は不成立となった。名誉毀損のみが成立するという珍しいケースであるが、論理的には当然の帰結であろう。

原告の各ツイートを注意深く読むと、B元首相が射殺されたことは自業自得であると言も述べておらず、本件見出し及び本件記事が読者に対し、原告が人の命を軽視するような思想を持つ人物であるとの印象を与えることまではいえないのではないかという疑問が生じうる。しかしながら、判決が指摘するように「本文は流し読む程度にとどめたりすることも十分にあり得る」ため、読者の中には見出しの「自業自得」という強烈な言葉に引きずられて本文を読む者も少なくないだろう。

原告の各ツイートは、内容の理解が容易であり、原告の思想・主張も明確である。さらに被告は大手のマスメディアのスポーツ新聞社である。したがって、原告の創作意図の探求について、本件ツイートの利用者である被告に過度な負担を強いるものではない。この観点から見ると、裁判所は従来 of 枠組みを採用して、名誉声望保持権侵害の成否を判断しているように思われる。今後、新聞や雑誌、情報サイトにおける他人の文章を引用した見出しの違法性については、本判決のアプローチが採用されるだろう。

三 おわりに

新聞社や雑誌社、出版社、ウェブサイトの編集者等が読者の関心や好奇心を引くために、本文とはあまり関係のない言葉や過激なキーワードを使うことが少なくない（見出し商法と揶揄されている）。本事案もその一例である。その場合、引用する他人の文章に対して、著作者の名誉や声望を毀損するようなレッテル貼りをすると、名誉声望保持権侵害責任に問われうることになる。他人の文章を引用した本文に安易な見出し付けをすると、法的リスクが高まることを示した裁判例として、実務上、大いに参考になると考え、ここに紹介する。

●——注

2) 加戸守行『著作権法逐条講義〔七訂新版〕』（著作権情報センター、2021年）873頁。

【参照法令】著作権法113条13項

【掲載誌】裁判所ウェブサイト

◆LEX/DB 文献番号25573306

東洋大学教授 安藤和宏

TKC ローライブラリー 2024年10月11日掲載

新・判例解説 Watch◆知的財産法 No.170

文献番号 z18817009-00-111702519 より抜粋